

東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕（平成27年11月） 平成29年度事業計画

東久留米市教育振興基本計画施策体系図〔改訂版〕 (記号の表記は異なります)			平成29年度の事業内容	所管課
四つの柱	基本施策	具体的施策		
1 人権尊重と健やかな心と体の育成	①人権尊重教育の推進	a) 人権教育の推進	○東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム」を活用し、各学校で人権教育の指導計画を見直し、研修を実施するとともに、人権教育推進委員会を開催し、公開授業・研究協議や夏季研修会を通して、人権教育の一層の理解・啓発を図ります。	指導室
		b) 豊かな人間性の育成、心の教育の推進	○11月を「人権尊重推進月間」として、各校で、児童・生徒の人権意識の醸成を図る取り組みを行います。 ○「特別の教科 道徳」の一部先行実施の指導内容に「生命尊重の精神」を取り入れます。	
	②道徳教育の充実	a) 道徳授業の改善	○平成30年度からの小学校、平成31年度からの中学校での「特別の教科 道徳」の実施を見据え、「考え、議論する」道徳へ向けた指導法の研究を進め、全小・中学校において1年間で行う35時間のうち、小学校低学年は19時間、中学年は17時間、高学年は13時間、中学校は11時間において、学校の指導の重点に合わせて、「特別の教科 道徳」の内容項目を実施します。	
		b) 家庭・地域社会との連携	○「東京都道徳教育教材集」及び「私たちの道徳(文部科学省)」を家庭に持ち帰らせ、家庭の協力を得て家庭で活用することで、家庭と連携した道徳教育を推進します。 ○児童・生徒が人間性豊かに健やかに成長できるよう、授業公開、学校行事及び年3回以上の土曜授業公開日などの機会を捉え、各学校が道徳教育における特色ある取り組みを公開します。 ○道徳の教科化に向け、「特別の教科 道徳」の内容を保護者や地域の方々に周知します。	
			a) いじめに関する授業の実施	
	③いじめ防止教育の推進	b) 児童・生徒による主体的な取り組みの推進	○児童会や生徒会でいじめ問題について話し合い、各校で児童・生徒による主体的な取り組みを推進します。 ○児童・生徒が人権尊重の大切さや基本的人権について理解を深め、いじめをしない許さない人権感覚を身に付けることを目的に、人権「ポスター」「作文」「標語」の募集を全小・中学校で取り組ませ、優秀作品を表彰します。	
			c) 情報モラル教育の推進	
		a) 不登校問題への対応		

① 人権尊重と健やかな心と体の育成	(④不登校問題への対応)	(a 不登校問題への対応)	○不登校児童・生徒については学期や学年の節目などに、不登校のきっかけや継続理由を的確に把握し、その要因を解消するための支援策等を研究します。	指導室
	⑤防災教育の推進	a) 防災教育の推進	○登下校や放課後、校外学習中などのさまざまな状況や、保護者に連絡がつかない場合を想定した訓練等、全小・中学校で一層効果的な避難訓練を実施します。 ○東京都教育委員会が作成した防災ノート「東京防災」を有効に活用し、学校と家庭が一体となった防災教育を一層充実するとともに、7月から9月までの「防災ノート活用促進月間」の取り組みを通して、学校と家庭・地域における防災への意識を高めていきます。	
		b) 社会の一員としての豊かな心の育成	○児童・生徒を市総合防災訓練や学校会場で実施する地域の防災訓練に積極的に参加させ、災害発生時における対応やそれぞれの役割を学ばせます。	
	⑥オリンピック・パラリンピック教育の推進	a) オリンピック・パラリンピック教育の推進	○全小・中学校が、オリンピック・パラリンピック教育推進校として、「東京ユースボランティア」や「スマイルプロジェクト」「世界ともだちプロジェクト」「夢・未来プロジェクト」等の取り組みの充実を図ります。 ○全小・中学校は、各教科等において、今年度の実践を踏まえて年間指導計画を作成し、全学年年間35時間を目安として、「オリンピック・パラリンピック学習読本」「オリンピック・パラリンピック映像教材」及び「オリンピック・パラリンピック学習ノート」を活用した指導を進めます。	
	⑦体育・健康教育の推進	a) 子どもたちの体育・健康教育の充実	○「東京都児童・生徒 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」等の結果に基づき、各学校が課題を明確にした授業改善推進プランを10月までに作成します。 ○中学生「東京駅伝」大会に向けて、全中学校から100人以上の選手の推薦、記録会への参加及び試走会等を実施することにより、持久力をはじめとする体力向上の推進を図ります。 ○運動会や持久走大会等の体育的行事及び水泳や運動部活動等においては、児童・生徒の安全、事故防止の観点から計画や運営を行うこと、児童・生徒の心身の発達段階や性別、体力、経験等を踏まえた適切な指導を行うこと、全教職員が十分な安全配慮の下に指導に当たることにより、児童・生徒の安全の確保を図ります。	
⑧食育の推進	a) 食育に関する指導の充実	○「食に関する指導の全体計画」と「食育年間指導計画」を全校で作成することを徹底し、各教科の授業の中で計画に基づいた食育指導を行っていきます。	学務課	
② 確かな学力の育成	①基礎的・基本的な学力の定着	a) 学力の定着を図るための取り組みの推進	○「全国学力・学習状況調査」及び市学力調査の結果について、基礎的な学力の定着状況と学力の伸びに着目し、市全体及び学校ごとにまとめ、9月までに公表します。また、東京都学力調査の結果について、東京都が設定した「習得目標値」及び「到達目標値」に着目し、到達割合等について市全体及び学校ごとにまとめ、2月までに公表します。この結果を基に授業改善を進め、児童・生徒の学力向上を図っていきます。 ○算数を中心とした「子供土曜塾」を全小学校で実施し、学習の機会を増やし、学習意欲の向上、学習習慣の確立を目指します。 ○全小学校の第2学年から第6学年までを対象に、5月、9月及び1月に小学校算数の診断シートによる実態把握及び効果検証を行うなど、「東京ベーシックドリル」を活用し基礎的・基本的な学習内容の定着を図ります。 ○市学力調査を「小学校卒業時・修了時学習定着度調査」に再編成し、小学校2年・4年・6年、中学校2年の2月に実施し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、学習面での情報を小・中学校で共有し合い、連携して学力向上に向けた取り組みを行います。 ○「国語カステップアップ学習」を全小中学校に広げて実施し、確かな国語力を身に付け、全教科等で思考力、判断力、表現力等を伸ばさせるために、身に付けた力を使ってさらに学んでいく授業への改善を図るとともに、国語の指導を支援する学力向上指導員を小中学校に配置することにより、国語力の向上を図ります。	指導室

② 確かな学力の育成	(①基礎的・基本的な学力の定着)	b) 家庭学習の積極的な展開	○全小・中学校において、10月までに「全国学力・学習状況調査」及び市学力調査学力調査の結果を、2月までに都学力調査の結果を公表するとともに、学校だよりや保護者会等により保護者に説明し、家庭での生活習慣や学習習慣の重要性について、理解・啓発を図ります。
	②思考力、判断力、表現力の育成	a) 確かな学力の一層の伸長	○学力調査の結果分析等により、各学校が課題を明確にした授業改善推進プランを10月までに作成、適宜見直しを行い、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視して、授業改善を推進します。
		b) 個に応じた多様な指導形態による教育の推進	○小学校算数と中学校数学において、「習熟度別指導ガイドライン」(理解や習熟の程度に応じた学習集団の編成、学習集団の特性に応じた教材・教具、指導方法等の工夫)に基づいた習熟度別指導の充実を図ります。
			○習熟度別指導では、学習内容の理解をさらに深め、広げる観点から、理解の早い児童・生徒に対して、発展的な学習を取り入れ、確かな学力の一層の伸長を図ります。
	c) 小・中連携教育に基づく系統的な指導の推進	○年3回、中学校区を中心として「小・中連携の日」を実施し、小・中学校の教員が相互に学習指導及び生活指導における情報を共有するとともに、中学校教員による小学校での授業や児童・生徒の直接交流等を実施し、中1ギャップを解消し、「生きる力」の育成を目指します。 ○研究推進校等において、学カステップアップ推進地域事業を生かしながら、小学校と中学校との学習面での連携を推進します。	
	③グローバル社会で活躍できる人間の育成	a) 伝統と文化の理解の推進	○社会科、国語、音楽などの各教科等で、日本の伝統と文化に関わる学習内容を積極的に取り入れます。
			○オリンピック・パラリンピック教育において、日本人としての自覚と誇りを高める実践として、日本の伝統と文化についての理解を促す体験的な学習等を各校で実践します。
		b) 英語教育と国際理解教育の推進	○海外派遣研修で新しい英語教育を学んだ中学校英語科教員を中心とした研修や、英語教育推進リーダー中央研修受講者が実施する還元研修等を進め、授業改善を推進します。 ○小学校における英語の教科化を見据え、第5・6学年は年43時間の外国語活動、第3・4学年は年16時間の英語活動において、国、都が作成した教材や本市が作成した「ALT 活用推進資料集」から指導内容を各校で決定し、実施します。 ○「特別の教科 道徳」の一部先行実施の指導内容に「グローバル化」を取り入れ、国際理解への意識を高めます。
	c) コミュニケーション能力の育成	○外国人ALTを小学校第5・6学年に年間35時間配置するとともに、中学校での英語の授業を英語で行ったり、英語科少人数指導を推進したりして、児童・生徒が英語によるコミュニケーションを行う機会を増やします。	
	④地域社会の活性化に貢献できる人間の育成	a) キャリア教育の充実	○「キャリア教育・進路指導担当主任会」を年2回実施し、キャリア教育においても小・中連携教育を推進します。
○社会的自立・職業的自立に向けて必要な意欲・態度や能力を育成するために、児童・生徒に「分かった」「できた」喜びを味わわせ、達成感や成就感を得させる授業を展開することで自信をもたせ、チャレンジ精神を養います。			
b) 地域を生かした体験活動の推進		○児童・生徒の発達段階に応じて、思考や知識を働かせ、実践して、より良い生活を創り出していくために、地域の人、社会、自然、文化と関わる体験活動を積極的に行います。 ○戦争中や戦後の本市の発展の様子をよく知る地域の方を学校に講師として招き、児童・生徒が本市の近現代史を学ぶ機会をつくれます。 ○地域・関係機関等の連携・協力を深め、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させるため、全中学校第2学年において、3日間の職場体験を実施します。	
⑤学校図書館の充実	a) 言語活動の充実、読書活動の推進	○「東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校司書を全小・中学校に配置するとともに、学校図書館運営連絡協議会を年3回、学校図書館担当教員(司書教諭等)対象の研修会を年2回実施したり、各校の学校図書館を活用した実践事例を紹介し合ったりするなど、学校図書館の活用を推進します。	

指導室

3 信頼される学校づくり	①校長のリーダーシップの確立	a) 校長の経営方針に基づく学校経営の具体化	○校長が作成した学校経営基本計画の具現化を図るため、管理職や主幹教諭による経営会議や学校評議員会を活用し、PDCAサイクルを生かした学校経営を推進します。	指導室	
			○教育活動に関わる教職員による自己評価や学校関係者評価を実施し、結果を公表するとともに、学校経営の改善に生かします。		
		b) 組織体として機能する学校づくりの推進	○2年目以上の主任教諭全員を対象とした学校マネジメント講座を8月までに実施し、人材育成や学校危機管理等学校運営のミドルリーダーとなる主幹教諭と指導教諭の育成及び効果的活用を推進します。		
	②地域との連携	a) 外部人材の活用	○各学期に保護者や地域の代表の方などによる学校評議員会議を開催し、保護者や地域の意向を把握し、学校経営に反映しながら、その協力を得るとともに、説明責任を果たします。		
			○外部の教育力を学校に取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に家庭や地域に働きかけ、東久留米市社会福祉協議会や子ども家庭支援センター等と連携した授業を行ったり、ボランティアの方に本の読み聞かせやうどんづくり、川遊び、伝承遊び、華道、茶道体験、和楽器等の指導をしていただいたりして、市内在住の方に教育活動協力者として学校教育に関わっていただく機会を増やします。		
		○「子供土曜塾」では、シルバー人材センターとの連携や退職教員の協力を得て実施することにより、児童と地域の高齢者との結び付きを強くします。			
		b) 地域活動への参加	○児童・生徒に地域貢献の意識の定着を図るため、地域清掃活動・美化活動、防災活動等に年1回以上参加させ、地域を構成する一員としての自覚を持たせます。		
			○学校と地域の連携を強化するために、地域行事への教員の参加を促します。		
		c) 学校施設の開放	○学校と地域の連携をより深めるため、児童・生徒が使用しない時間帯に学校施設をスポーツ団体等に貸し出します。		生涯学習課
	③教員の資質・能力の向上	a) 教員の授業改善、指導力の向上の推進	○全小・中学校への指導室訪問、若手教員育成研修及び10年経験者研修における対象教員全員による研究授業、年5回の授業改善研究会における実践研究等において、指導室が直接指導、継続指導することにより、教員の資質能力の向上を推進します。		指導室
○小学校への指導室訪問では、研究授業は国語で行い、全学級の国語の授業を参観します。国語の指導法を研修することで、国語の授業改善を図り、児童に基礎的・基本的な学習内容を身に付けさせます。					
○小学校英語教科化を見据え、英語教育推進リーダーを核として、効果的に「話すこと」の指導ができるように、小学校教員の英語指導力向上に向けた研修を実施します。					
○中学校への指導室訪問では、研究授業は道徳で行います。専門性の高い教科だけでなく、道徳の指導法を研修することで、道徳の授業改善を図り、「特別の教科 道徳」への円滑な移行を進めます。					
	b) 教育センター事業の充実	○「教育相談室」や「学習適応教室」、スクールソーシャルワーカーの役割や支援内容について家庭や地域に周知を図り、支援が必要な児童・生徒や保護者が円滑に利用できるようにします。			
		○学校支援室を中心に「教育課題研修」や「夏季特別研修」「小・中学校授業改善研究会」等の授業力向上に向けた研修・研究をはじめ、「人権教育推進委員会」等各種委員会の支援を行います。			
		○教育相談員やスクールソーシャルワーカーを積極的に研修会に参加させ、専門性の向上を図ります。			
④特別支援教育等の充実	a) 適正就学の推進	○より適切な判定を行うことができるように、関係諸機関や教育センターの相談員やスクールソーシャルワーカーとの連携を密にするとともに、障害に応じてさらに専門性の高い就学支援委員会の組織づくりを進めます。			
		○幼稚園、保育園等の就学前機関と小学校の一層の連携を図り、幼児の小学校訪問事業や「就学支援シート」等を活用した就学時の情報共有を行うことにより、適正就学を推進します。			

③ 信頼される学校づくり

④特別支援教育等の充実	b) 特別支援学級の充実	○「東久留米市特別支援教育推進計画」に基づき、障害のある児童・生徒が個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、特別支援学級における指導の充実を図ります。 ○特別支援教育推進委員会を定期的に開催し、特別支援学級における指導について周知するために、保護者、地域の方向けに説明会を開きます。			
	c) 特別支援教室の設置	○小学校全13校に特別支援教室を設置し、拠点校となる第六小学校、第七小学校、第一小学校、第九小学校の4校に配置した専門性の高い教員が巡回指導を行うことで、発達障害のある児童に対してきめ細かな指導を行います。			
	d) 外国人児童・生徒の支援	○児童・生徒のニーズを的確に把握するとともに、学校に日本語学習指導講師を派遣することにより、指導内容の一層の充実を図ります。 ○外国人児童・生徒への支援に当たっては、民生児童委員やボランティア団体との連携を図ります。			
⑤安全・安心な学校づくり	a) いじめの早期発見・早期対応	○全ての児童・生徒を対象としたアンケート調査を年間3回行うことで、いじめの早期発見・早期対応に努めます。 ○スクールカウンセラーによる、小学校第5学年及び中学校第1学年全員を対象とした個別面接を、全小・中学校において1学期に実施し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。 ○「いじめの指導状況管理一覧」を活用し、いじめが収束した後も、観察や指導を継続し、いじめの再発を防ぎます。	指導室		
		b) いじめ防止に向けた組織づくり		○「いじめ防止対策推進条例」及び「いじめ対策推進基本方針」を踏まえ、各学校において「学校いじめ防止方針」に基づき、「学校いじめ対策委員会」を定期的に開催し、情報共有と組織的対応の徹底を図ります。	
		c) いじめ防止に向けた環境整備		○「いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るために東久留米市いじめ問題対策連絡協議会と、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催します。 ○「いじめ防止対策推進条例」及び「いじめ対策推進基本方針」を家庭や地域に周知し、市民総がかりでいじめ問題を解決していく意識を醸成します。そのために作成されたリーフレット等を活用します。 ○来所、電話、メールなど多様な相談窓口の開設等、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、相談窓口の開設等について、年3回「教育センターだより」を市内小・中学校に在籍する児童・生徒の全家庭に配布するなど、定期的に児童・生徒及びその保護者等に周知します。 ○学校評議員会において、いじめ防止や非行防止をテーマに取り上げ議論することにより、家庭や地域の理解と協力を得た取り組みを推進します。	
	d) 学校給食の充実			○「東久留米市小学校給食調理業務委託推進計画」に基づき、安全・安心な調理体制を確立するため、小学校給食の調理業務委託を推進します。 ○「学校給食におけるアレルギー児童・生徒対応マニュアル」に基づき、校内体制を整え、給食アレルギー事故の防止と、万が一の事故発生時にも安全な対応ができるように備えます。	学務課
				e) 教育環境の充実	

(3) 信頼される学校づくり	(5)安全・安心な学校づくり	(e 教育環境の充実)	○第六小学校配膳室は耐震診断の結果 Is 値=0.36 と低く耐震性能がないため地震補強工事を実施します。	教育総務課
			○中央中学校コンピュータ室・家庭科被服室の空調機が設置後20年以上経過しているため改修工事を実施します。	
			○通学路の防犯カメラについては防犯カメラの管理及び運用に関する条例及び同規則に基づき、設置運用を継続します。29年度には第二小学校、第五小学校、第六小学校、小山小学校及び神宝小学校への通学路への設置を実施します。	学務課
4 生涯学習社会の構築	⑥教科書採択の適正な実施	a)教科書採択の適正な実施	○特別支援学級(固定・知的)に通う児童・生徒の実態に合った教科用図書を適正かつ公正に採択します。 ○平成30年度使用の小学校「特別の教科 道徳」の教科用図書を適正かつ公正に採択します。	指導室
	⑦学校の適正規模・適正配置	a)学校の適正規模・適正配置の実施	○小・中学校の適正規模・適正配置は、教育委員会において教育的な視点から検討し、保護者や地域の理解を得ながら進めていきます。文部科学省の手引に基づいて教育委員会で行った東久留米市立学校再編成計画(平成14年)等の検証結果を受けて、保護者や地域との意見交換に努めていきます。	学務課
	①生涯学習活動の充実	a)学習・交流の機会と提供の環境の整備	○市民の生涯学習活動の拠点である生涯学習センターについては、指定管理者の活用を図り、利用しやすい施設づくりのための方策を協議していきます。また、指定管理者制度の特性を生かし、独自の知見等による市民の自主的活動のサポートや良質なホール事業、講座事業の提供を行っていきます。 ○市のホームページ、指定管理者のホームページなどを活用して各種情報の提供をするとともに、市民に浸透するよう、生涯学習事業を一括掲載したカレンダーの発行を継続していきます。	生涯学習課
	b)地域教育力の再構築と地域課題の解決	○小・中学生を対象とした体験型事業を指定管理者、文化協会などとともに推進し、子どもたちの可能性を伸ばせるよう努めていきます。 ○市民大学事業(中期コース・短期コース)の市民ニーズを反映させた拡充に努めるとともに、受講生らによる自立した地域活動が生まれるよう、継続して支援していきます。		
②図書館サービスの充実	a)資料・情報提供の充実と学習支援	○さまざまな機会を捉えて、生活や仕事上の課題解決や学習に役立つ図書館サービスの周知に努め、新たな利用者を増やします。また、ICT環境を整備することで、学習支援や情報提供等におけるニーズに対応し、利用者の利便性の向上を図り、利用を促進します。 ○図書館全体の蔵書構成を検討するとともに、地域のニーズと資料を保存するという図書館機能を踏まえて、資料を収集します。 ○商用データベースや国立国会図書館デジタル送信サービス等の周知に努め、利活用方法も含めたりテラシー向上のための事業を実施します。また、レファレンス記録のWEB公開を継続するとともに、レファレンスサービスの周知及び活用の促進を図ります。 ○読書を通じた市民の交流事業「ひとハコ図書館」や「みんなの本棚」、図書館を知り・楽しみ・共に考える「図書館フェス」を継続して実施し、図書館事業への市民参画を進めます。 ○関連部署(機関)等と連携し、市民の課題解決に役立つ事業を実施します。	図書館	

(4) 生涯学習社会の構築	(2) 図書館サービスの充実	b) 歴史的な行財政資料・地域資料の収集・保存	○東久留米市に関する資料の収集と保存を継続し、所蔵資料の周知及び活用を図ります。また、関係部署と連携し、行政資料の体系的な収集及び提供を行います。 ○東久留米市の歴史や文化を市民が語り伝えるオーラルヒストリー事業を継続し、記録冊子を発行します。 ○地域資料展等、地域資料に関する事業や展示を継続して実施します。	図書館
		c) 子ども読書活動の推進	○「第二次子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども読書活動にかかわるボランティア「子ども読書応援団」を結成します。 ○特別な支援を必要とする子どもの読書や学習を支援するために、ICTの活用を検討します。 ○多様なニーズに対応するため、多言語資料を充実します。 ○学校と連携し、児童・生徒の読書や言語活動を支援します。	
		d) 効率的で持続可能な図書館運営の推進	○「今後の東久留米市立図書館の運営方針」に基づき、新たな図書館運営に向けた準備を進めます。	
		a) 文化財の調査と保護の推進	○文化財の保護については、新たな文化財の指定に努めるとともに、市内遺跡の説明看板などの老朽化に対する補修などを行い、文化財保護行政の充実を図ります。また、新山遺跡展示施設の老朽化に伴い、改修工事を行います。露頭展示をレプリカの展示に変更します。	
	(3) 文化財の保護と活用	b) 文化財の活用と確実な伝承・継承の推進	○無形民俗文化財の継承のためのお囃子や太鼓などの修繕費の補助や支援に努めます。また、国や都からの補助金の活用などを調査していきます。 ○郷土資料室等の文化財展示の充実を図るとともに、子どもたちや市民を対象とした企画展示・講座の実施を推進します。	生涯学習課
		a) スポーツ事業の充実	○取り組みやすく、心身への負担の少ないスポーツ種目を調査研究し、その奨励と普及に努めるとともに、市民の自主的な取り組みを促進するための各種教室事業や大会事業の充実に、指定管理者や体育協会とともに努めます。	
	(4) 市民スポーツの振興	b) スポーツ環境の整備	○指定管理者制度を生かし、良質な自主事業の提供などのサービスを一層充実させるとともに、スポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、市民スポーツ団体への支援を継続します。 ○上の原屋外運動施設について、補助金などを活用し開設に向けた準備を開始します。	
		a) オリンピック・パラリンピックへの機運醸成事業の展開	○指定管理者のノウハウを生かし、オリンピック、パラリンピックの選手などと交流できるような事業を展開できるよう努めます。	
	(5) オリンピック・パラリンピックへの機運の醸成	a) オリンピック・パラリンピックへの機運醸成事業の展開	○指定管理者のノウハウを生かし、オリンピック、パラリンピックの選手などと交流できるような事業を展開できるよう努めます。	
	(6) 放課後子供教室の実施	a) 放課後子供教室の推進	○平成27年度から小学校全13校のうち3校でスタートした「放課後子供教室」は、平成29年度に駅東側で1校、西側で2校の3校で新たに開設します。また、平成30年度以降での実施校については、既に開設している学校の状況を見ながら、運営方法の検討も含め、拡大に向けて準備を開始します。	

※図書館の具体的施策については、平成29年第1回教育委員会定例会において新たに「今後の東久留米市立図書館の運営方針」が決定されたことにより、項目を追加しています。

※内容により、「子ども」と「子供」の二通りの表記があります。

